## 年度 賦課 下水道事業受益者負担金 更正・承継 通知書

通	書	番	묵	
年	F	]	日	

樣

宇美町長

あなたの下水道事業受益者負担金を次の通り更正決定します。

受益者コード	

	賦課地籍	負担金額	減免額	徴収猶予額	差引負担金額
		Α	В	С	A-B-C
当初					
更生後					
差引					

受益地内訳							
±	地	Φ	の 所	在	<u></u>	台帳地目	賦課地籍
	T 76 07 /// 12	現況地目	スルリロハッピオ目				

年度別・期別負担金額(円)						
		年度	年度	年度	年度	年度
第1期	当初					
	更生後					
	差引					
	当初					
第2期	更生後					
	差引					
	当初					
第3期	更生後					
	差引					
	当初					
第4期	更生後					
	差引					
年度額	当初					
	更生後					
	差引					

この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宇美町長に対し異議申立てをすることができます。

## (裏 面)

1 賦課の根拠

この受益者負担金は、宇美町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成7年宇美町条例第18条)の規定により賦課されたものです。

2 納付方法

負担金を納期内に納めていただくために、口座振替があります。銀行・農協等に申し込めば、自動的にあなたの預金より振替えられます。

3 受益者負担金を納めなかった場合の措置

納期を過ぎると督促状を発行します。督促状を発して10日を経過しても、なお未納の場合は、滞納処分を受けることになります。

また、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、年当り14.5%(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。

4 この通知書についてのお問い合わせは

宇美町役場 上下水道課

TEL (092) - 932 - 1111